

三郷市景観条例骨子素案 法令等関係表

章目	項目	委任条例(必須or選択)、 自主条例又は運用基準の種別				条例及び規則の内容	法令	施行令 省令	条例
		法令上、 条例で定める 項目 必須	自主的に定 める項目 選択	自主 運用	自主 運用				
景観計画で位置づけが無い項目									
	1 基本理念	×	×	○	×	自主	市の理念を条例で定める。	第2条	条例第2条
	2 国の役割	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第3条	—
	3 市民、事業者、市の役割	×	×	○	×	自主	それぞれの役割を条例で定める。	第4条～6条	条例第3条～第5条
	4 用語の定義	×	×	○	×	自主	条例で使用する用語の定義を定める。	第7条	条例第6条
	5 景観計画の変更	×	×	○	×	自主	景観計画の変更手続きの条件を定める。	第9条 (第10条～第14条)	条例第7条
	6 特定公共施設管理者の要請	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第10条	—
	7 住民等による提案	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第11条～第14条 (第11条第2項、第12条を除く)	—
	8 住民等提案をする組織	×	○	×	×	選択	住民等による提案を行う団体として、「重点地区景観協議会」を定める。	第11条第2項	条例第9条
	9 住民等提案に係る判断	×	×	○	○	自主	住民等提案にかかる判断方法について定める。	第12条	条例第7条
	10 届出書の図書	×	○	×	○	選択	法施行規則以外の図書を規則で定める。	第16条第1項	施行規則第1条 第2項第4項 条例第12条
	11 届出及び勧告等	×	×	×	○	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第16条第2項～第7項 (第7項第11号を除く)	—
	12 変更命令等	×	○	×	○	選択	特定届出対象行為を条例で定める。	第17条第1項	条例第13条
	13 変更命令等	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第17条第2項～第9項	—
	14 着手制限	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第18条第1項	—
	15 着手制限	×	×	○	○	自主	事前協議を行った届出に対し、着手制限の期間を短縮する。	第18条第2項	条例第15条
	16 変更命令等と景観審議会の関係	×	×	○	○	自主	勧告又は命令を行う場合、景観審議会に意見を聴くことを定める。	第16条第3項 第17条第1項、第5項	条例第18条
第1章 景観計画の目的と位置づけ									
	1 景観計画の目的	×	×	○	×	自主	景観計画策定の目的を定める。	第1条 (第8条第1項)	条例第1条
	2 景観計画の位置づけ	×	×	○	×	自主	条例の目的に景観計画の位置づけを定める。	第1条 (第8条第1項)	条例第1条
第2章 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)									
	1 景観計画区域	×	×	×	×	—	景観計画で担保されているため、条例で定めない。	第8条第2項第1号	—
第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)									
	1 基本目標	×	×	○	×	自主	条例の目的に基本目標を含めて定める。	第8条第2項第2号 (第1条)	条例第1条
	2 市全体の景観形成方針	×	×	○	×	自主	条例の目的に景観形成方針を含めて定める。	第8条第2項第2号 (第1条)	条例第1条
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)									
	1 対象地区	×	×	○	×	—	景観計画で担保されているため、条例で定めない。	第8条第2項第1号	—
	2 届出対象行為	×	○	○	○	選択	重点地区の意義を定める。	—	条例第8条
		×	○	○	○	選択	第16条第1項第4号の届出対象行為を定める。	第16条第1項第4号	条例第10条
		×	○	○	○	選択	第16条第7項第11号の条例で定める行為を定める。	第16条第1項 第16条第7項第11号	条例第11条
第5章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項									
	1 景観形成の推進体制	×	○	○	○	自主	重点地区の「重点地区景観協議会」について、法の景観協議会とする。	第15条	条例第9条
	2 届出の手続き	×	×	○	○	自主	届出に対する手続きの流れを定める。(事前協議)	—	条例第14条
		×	×	○	○	自主	指導又は助言について定める。	—	条例第16条
		×	×	○	○	自主	重点地区景観協議会が組織されている場合の事前協議について定める。	—	条例第17条
		×	×	○	○	自主	景観計画の適合通知に関する事項を定める。	—	条例第18条～第21条
第6章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号)									
	1 景観重要建造物の指定の方針	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第8条第2項第4号 第19条～第27条	—
	2 景観重要樹木の指定の方針	×	×	×	×	—	法令に基づくため、条例で定めない。	第8条第2項第4号 第28条～第35条	—
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第5号)									
		×	×	×	×	—	景観計画で方針のみを定めるため、条例で定めない。	第8条第2項第5号	—
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準(法第8条第2項第5号)									
		×	×	×	×	—	景観計画で方針のみを定めるため、条例で定めない。	第8条第2項第5号	—
第9章 景観形成の推進方策									
		×	×	○	○	自主	推進方策について、それぞれ条例で定める。	—	条例第22条～第27条